

まちづくりの基本原則の観点による検証について

情報提供の原則(第 4 条 1 号)

条文：市民、議会及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。

解説：自分たちの地域のまちづくりについて、自分たちで考え、決めていくためには、市民、議会及び市それぞれが持つ情報を共有することが不可欠です。ここでいう「情報」は、市民、議会及び市が、様々な方法・場面において共有される広い範囲の情報を意味します。議会及び市は、市情報公開条例に基づき市民から請求があった場合に情報を公開するのは言うまでもありませんが、請求がなくても、積極的に情報提供を行い、共有する姿勢を持つことを原則とします。

- ☞取組のなかで受取手が受け取りやすい方法で情報提供を行っているか？
- ☞情報提供を一部ではなく、できる限り全体（公）に対して行っているか？ 等

市民参加の原則(第 4 条 2 号)

条文：市民、議会及び市は、市民の参加により、まちづくりを進めます。

解説：まちづくりは、市民の積極的な参加による「みんなでまちをつくる」姿勢なしには実現しないため、市民、議会及び市は、市民参加でまちづくりを進めることを原則とします。議会及び市は言うまでもありませんが、市民のまちづくりについても、市民の参加のもと、活動していくよう努めていくことが大切です。

- ☞方針等を決める際は、市民参加を積極的に行っているか？
- ☞市民が参加しやすい方法で市民参加を取り入れているか？ 等

協働の原則(第 4 条 3 号)

条文：市民、議会及び市は、互いの立場及び特性を理解しながら、信頼関係を築き、ともに考え行動するまちづくりを進めます。

解説：長久手市をよりよいまちにしたいという想いは、共通です。この想いをもとに、協働してまちづくりを行うことを原則とします。なお、協働を進めるための具体的な施策は、「長久手市地域協働計画（改訂中）」に基づき進めていきます。

- ☞協働による取組又は協働を進める働きかけがされているか？ 等